

世田谷区指名停止基準

(全部改正)

平成 7 年 3 月 2 7 日

世 経 理 発 第 2 2 1 号

(指名停止)

- 第 1 区長は、有資格者（地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 1 の規定により定めた世田谷区の入札参加資格を有する者をいう。以下同じ。）が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止（指名停止、指名回避、指名保留等の名称のいかんを問わず、一定の要件に該当するため、契約の相手方としてふさわしくない有資格者について、一定の期間、指名の対象外とすることを定める措置をいう。以下同じ。）を行うものとする。
- 2 区長が、指名停止を行ったときは、契約担当者（世田谷区契約事務規則（昭和 3 9 年 3 月世田谷区規則第 4 号）第 2 条第 2 項に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

- 第 2 区長は、第 1 第 1 項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 2 区長は、第 1 第 1 項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 区長は、第 1 第 1 項又は前 2 項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第 3 有資格者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍の期間とする。
- ① 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。
- ② 別表第 2 第 1 号から第 3 号まで又は第 4 号から第 8 号までの措置要件に係る指名停止の期

間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 区長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。
- 4 区長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36箇月を超える場合は36箇月）まで延長することができる。
- 5 区長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 区長は、指名停止の期間が満了した有資格者について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、当該事由の判明が指名停止期間中にあったと仮定して、当初の指名停止期間を変更したものと想定し当該規定した期間から、当初の指名停止の期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 7 区長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4 区長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止期間を加重するものとする。

- ① 談合情報を得た場合、又は契約担当者が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第5号、第6号又は第8号に該当したとき。
- ② 別表第2第4号、第5号、第6号又は第8号に該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- ③ 別表第2第4号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- ④ 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく区長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。
- ⑤ 世田谷区（以下「区」という。）又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害罪（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない

で公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号、第6号又は第8号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第5 区長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3第5項により指名停止の期間を変更し、又は第3第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、区長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 区長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止の公表)

第6 第1第1項又は第2各項の規定により指名停止を行なった場合は、特別な事情がある場合を除き、原則としてこれを公表する。

(随意契約の相手方の制限)

第7 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第8 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格者が区の発注する工事、委託等の一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9 区長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(事実の発生の確認)

第10 措置要件に該当する事実の発生は、新聞報道等により確認する。

附 則

1 この基準は、平成7年4月1日から適用する。

2 世田谷区工事請負業者指名停止基準（昭和50年8月指名審議会改正）及び世田谷区物品購入等の供給または請負業者指名停止基準（昭和50年8月区長決裁）は廃止する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成7年3月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成11年2月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年8月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年8月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年3月24日から適用する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|---------------------------|
| (虚偽記載) | |
| 1 区の発注する契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、一般競争入札参加資格審査申込書、競争入札参加希望票、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内 |
| 2 区の建設工事等競争入札参加資格審査申込又は物品買入れ等競争入札参加資格審査申込において、その申込書類等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1箇月以上12箇月以内 |
| (過失による粗雑工事等) | |
| 3 区と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「区発注工事」という。)の施行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。) | 当該認定をした日から 1箇月以上12箇月以内 |
| 4 区発注工事において、工事履行成績が不良であると認められたとき。 | 当該認定をした日から 1箇月以上12箇月以内 |
| 5 東京都内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下この表において「一般工事」という。)の施行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。 | 1箇月以上6箇月以内 |
| 6 区と締結した印刷請負契約又は物品購入契約の履行に当たり、手直し、引換え又は減価採用した場合において、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。 | 1箇月以上6箇月以内 |
| 7 区と締結した委託契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内 |
| (契約違反) | |
| 8 第3号、第6号及び第7号に掲げる場合のほか、履行を遅延する等契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から 1箇月以上12箇月以内 |
| (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) | |
| 9 区発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 | 当該認定をした日から 1箇月以上6箇月以内 |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|-------------------------------------|
| <p>1 0 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1 箇月以上 5 箇月以内</p> |
| <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> | |
| <p>1 1 区発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1 箇月以上 4 箇月以内</p> |
| <p>1 2 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から 1 箇月以上 2 箇月以内</p> |

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|--|
| <p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が区の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>ロ 有資格者の役員(執行役員(法人の業務執行に対する責任と権限を持つ役員)等を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 箇月以上2 4 箇月以内</p> <p>3 箇月以上2 4 箇月以内</p> <p>2 箇月以上1 8 箇月以内</p> |
| <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が東京都内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上1 8 箇月以内</p> <p>2 箇月以上1 2 箇月以内</p> <p>1 箇月以上9 箇月以内</p> |
| <p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が東京都外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2 箇月以上1 2 箇月以内</p> <p>1 箇月以上9 箇月以内</p> <p>1 箇月以上5 箇月以内</p> |
| <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 区発注の契約に関するもの</p> <p>ロ イを除く関東地方の契約に関するもの</p> <p>ハ イ・ロ以外の区域の契約に関するもの</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>3 箇月以上2 7 箇月以内</p> <p>2 箇月以上1 8 箇月以内</p> <p>1 箇月以上9 箇月以内</p> |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|---|
| <p>(談合による逮捕又は起訴)</p> <p>5 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 区発注の契約に関するもの</p> <p>ロ イを除く関東地方の契約に関するもの</p> <p>ハ イ・ロ以外の区域の契約に関するもの</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 箇月以上 3 6 箇月以内</p> <p>2 箇月以上 1 8 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 9 箇月以内</p> |
| <p>(あっせん利得処罰法違反行為)</p> <p>6 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）に違反（契約に関するものに限る。）をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 区発注の契約に関するもの</p> <p>ロ イを除く関東地方の契約に関するもの</p> <p>ハ イ・ロ以外の区域の契約に関するもの</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>2 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p> |
| <p>(建設業法違反行為)</p> <p>7 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 区発注の契約に関するもの</p> <p>ロ イを除く関東地方の契約に関するもの</p> <p>ハ イ・ロ以外の区域の契約に関するもの</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>2 箇月以上 9 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 3 箇月以内</p> |
| <p>(公契約関係競売等妨害罪その他の法令違反)</p> <p>8 代表役員等、一般役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害罪その他契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 区発注の契約に関するもの</p> <p>ロ イを除く関東地方の契約に関するもの</p> <p>ハ イ・ロ以外の区域の契約に関するもの</p> | <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2 箇月以上 2 4 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 1 2 箇月以内</p> <p>1 箇月以上 6 箇月以内</p> |
| <p>(暴力団又は暴力団関係者の関与等)</p> <p>9 代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が有資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から</p> <p>6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p> |
| <p>10 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。</p> | <p>6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで</p> |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|---|--------------------------|
| 1 1 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 | 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで |
| 1 2 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 | 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで |
| 1 3 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。 | 6 箇月を経過し、かつ改善されたと認められるまで |
| (不正又は不誠実な行為) | 当該認定をした日から |
| 1 4 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 | 1 箇月以上 1 2 箇月以内 |
| (その他の信用失つ行為) | 当該認定をした日から |
| 1 5 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し違法行為等を行うことにより、社会的信用を著しく失つたと認められるとき。 | 1 箇月以上 9 箇月以内 |